

令和5年3月30日

第3回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 3 号

令和5年 第3回 定例会

日時：令和5年3月30日（木）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」

教 育 長	加 藤 裕 一
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	坪 井 節 子
委 員	小 川 賀 代
委 員	福 田 雅

「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長	八 木 茂
教育総務課長事務取扱	新 名 幸 男
教 育 推 進 部 参 事	
学 務 課 長	木 村 健
教育推進部副参事	宮 原 直 務
教 育 指 導 課 長	赤 津 一 也
児 童 青 少 年 課 長	石 川 浩 司
教育センター所長	木 口 正 和
庶 務 係 主 事	白 井 彦 喜

「書記」

令和5年

第3回教育委員会定例会

令和5年3月30日（木）午後2時
場 所 第二委員会室
議事録署名人 清水俊明委員

第1 議事録の承認

議事録第2号（令和5年第2回定例会）

第2 議案の審議

- 第12号議案 「F E S コンテスト (Financial Education Support Contest)」の後援名義の使用について
- 第13号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第14号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第15号議案 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第16号議案 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第17号議案 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第18号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第19号議案 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第20号議案 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 第21号議案 文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則の一部を改正する規則

第3 報告事項

- (1) 令和5年2月定例議会の審議概要について (資料第1号)
- (2) 令和4年度文京区区政功労表彰受賞者について (資料第2号)
- (3) 奨学資金に対する寄付の受領について (口 頭)
- (4) 学校選択制度の実施に伴う令和5年度進路意向確認票の回答状況について (資料第3号)
- (5) 令和3年度 体罰等実態把握調査について (資料第4号)
- (6) いじめの重大事態に係る対応について (資料第5号)

※報告事項(6)については、非公開とすることが見込まれています。

第4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、第3回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず出席状況から確認させていただきます。委員は全員ご出席いただいております。理事者は真砂中央図書館長が欠席しております。

本日の議事録署名人ですが、清水委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第2号(令和5年第2回定例会)

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1、議事録の承認です。議事録第2号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議案の審議の前に本日の会議運営についてお諮りしたいと思います。

第13号議案から第20号議案までが関連性の高い内容となっておりますので、こちらにつきましては、提案説明と質疑は一括で行って、採決は個別に行うこととしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

第2 議案の審議

第12号議案 「F E Sコンテスト (Financial Education Support Contest)」の後援名義の使用について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は10件です。

初めに、第12号議案「F E Sコンテスト (Financial Education Support Contest)」の後援名義の使用について、この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第12号議案「F E Sコンテスト」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページ目の後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、一般社団法人日本金融教育支援機構。

代表者は、平井梨沙でございます。

事業名は、F E S コンテスト。

実施期間は、令和5年5月8日から11月25日までです。

実施方法は、現地とオンラインのハイブリット開催となります。

事業の一環であるワークショップにつきましては、b-lab（ビーラボ）及び大塚地域活動センターを予定しております。

本事業は、大学生が主体となり、中高生が応募する小学生のための金融教育を伝える動画コンテンツとなります。

目的は、日本の将来を担う子どもたちが、自分事として学べる金融教育を提供することで生きる力を育むことを目的としております。

対象は、文京区を中心とした全国の中学生、高校生で、参加費は、無料となっております。このほか、資料といたしまして、企画資料、事業予算書、役員名簿、定款及びチラシ（案）等がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○福田委員 非常にいい試みだなと思いつつ拝見していたんですけども、一方で、金融教育って、いろんなところでその必要性が叫ばれている中、答えがなくてというか、決まった形もない中で、クオリティの担保といたら大変失礼なんですけど、何をもってこれが正しいかどうかという検証というんですか、そういうのがなされているのかなというのが、私も金融マンの端くれとしてちょっと思ったところであります。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 今回のこの事業をやるようになった背景の部分ですけども、資料の中の9ページに提案の背景というところがございます。ご案内のとおり、今、学習指導要領が改正をされまして、今年度から高校の家庭の授業でも、投資とか資産形成に踏み込んだ金融経済の教育が必須になったということで、より早い段階、児童・生徒の段階でも、その発達の段階に合わせた金融に関する基本的な仕組みや考え方が必要であるということから、こういった授業を、これは大学生が企画をしたということで今回実施をする内容です。

実際に、ご指摘の部分のこういった事業をやっていくかという中身については、これからしっか

りと検証はしていきますし、16 ページの企画の目的という形で出ています。基本的には、お金については、一般的にはこの8つの力が大事だと言われています。こういった中身についてコンテストで、基本的に中高生から動画を投稿してもらうわけですが、その内容が反映されているかどうかについても、専門家が判定をするといったスキームになっている。その中で中身がしっかりしているかどうかについては、検証していきたいと考えてございます。

○加藤教育長 質の担保ということは、専門家が検証するという話ですけど、それは、この資料の中にあるかもしれないですが、どういう専門家なんですか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 この中のチラシの案、44 ページと 45 ページ、まだ案の段階ですけども、45 ページの上のところ、具体的な審査員というのは、これから決めていく形になりますが、この中に、いわゆる金融の専門の方、投資会社の顧問の方、東京株式市場の方といった方々も入るということで、その辺の中身がしっかりしているかどうかは確認をするということになっています。

あと、こちらについては、消費者庁の後援が取れているという形で、裏づけはしっかりしている事業かなと思っています。

○小川委員 取り組みの内容がちょっとまだ理解できていないので、教えていただきたいんです。チラシを見ると、コンテストをするということなので、コンテストなのかなと思って読んでいますが、一番最初のページの必要とする理由は、ワークショップをまずやって、その勉強の内容を動画で作成して、応募するのかなとも思うんですが、後援名義の対象が、どこを対象にしているのかがよくわからないので、説明をお願いいたします。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 チラシは、44 ページと 45 ページにあります。今、委員がご指摘のワークショップとコンテストの関係は、基本的に今回、中高生を対象に、金融教育に関する動画のコンテストをやるということで、動画をつくることになれている中高生もいると思いますが、そもそも動画をつくったことがないといった方とか、そもそも金融教育って何だろうといったところを事前にワークショップの場で学んでいただくということです。ワークショップの中身については、28 ページに、基本は、こちらの b-lab（ビーラボ）等で中学生を対象に今言った動画のつくり方といったところを、動画のクリエイターの専門の方から指導を受けられる、基本的なお金に関する知識もこの場で学んでいただく、そういった前提の知識を得た上でこのコンテストに申し込んでいただきたい。そういったスキームでございます。

○小川委員 このワークショップに参加する者自体の募集がかかるのは文京区の子どもたちだけで

すか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 今回のワークショップのところについては、こちらのb-lab（ビーラボ）等での開催を想定しているので、あくまでも文京区在住・在学の中学生という形で対象は限定しておりますけども、先ほど申し上げたとおり、この企画自体は日本全国で展開する事業になりますので、動画の申し込み自体は全国の中高生からできるといった形になっています。

○加藤教育長 そうすると、b-lab（ビーラボ）でワークショップをやって、ワークショップはやってないけれども、全国から動画を募集する。全国の方はワークショップなしで任意ということですか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 そのワークショップのやり方は今後詰めてはいきます。実地では今言ったb-lab（ビーラボ）のところで基本はやるんですけど、場合によってはオンラインでできるようにするかどうかは今検討しているといったところです。

○加藤教育長 全国のほかの中高生も、b-lab（ビーラボ）のワークショップとオンラインでつなぐことで参加できるかどうかを検討中。よろしいですか。

○小川委員 わかりました。

○加藤教育長 さらに、「小学生のための金融教育を伝える縦型動画コンテンツである」と書いてあるんですけども、できた動画は小学生のための金融教育ということで何らかの活用はされるのでしょうか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 基本的に、つくったところの動画については、先ほど申し上げた消費者庁の後援が取れているということで、消費者庁の教育ポータルといったところに掲載するといった形で、今後、優秀な作品については、小学生の教材として活用していくということも検討しているということです。

○加藤教育長 全体でそういう流れ、取り組みということです。

○坪井委員 学習指導要領の金融に関する部分は、私、ちゃんと精査をしていないので、その目的自体が本当にどこにあるかがよくわからないんですけども、26 ページの事業計画書の提案背景・目的の欄の一番下の2行に「金融教育は「使う」「稼ぐ」「備える」「貯める」「納める」「増やす」「借りる」「寄付する」の8つの力を総合的に育成し」と書いてある。これが学習指導要領でいっている金融教育の目的なんでしょうか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 学習指導要領の中には、ここまでのことは書いてはないんですが、これはあくまでもこの団体のそもそもの目的ということで、未就学児から大学生まで幅

広く、そういった金融教育をしていくというこちらの団体の方針ということでございます。

○坪井委員 私が一番関心があるのは、「寄付する」という部分なんです。45 ページのチラシによると、「寄付する」はなくなっているんですが、多分「贈る」という言葉になっているところが「寄付する」ということなんじゃないかと思うんですね。

学習指導要領がどういうふうを目指しているかわからないんですが、NPO 法人や社会福祉法人を運営していると、海外の企業と日本の企業ですごく大きな違いを感じていて、海外の企業はお金をうんと稼ぐんですけれども、それを社会貢献のために寄付をする、そして、それによって会社自体のステータスも上げ、職員のモチベーションも上げる、そういう会社が非常に多い。もちろん社会貢献に対して、税金を使うか、寄付でやるかという文化の違いがあるにしても、お金を稼ぐ目的が社会をよくするため、そういうステータスでやっていらっしゃるといふのをすごく感じてきたんですね。

日本の場合、お金を稼ぐことが何のためなのか。自分がお金持ちになって幸せになるためとかいうこと以上に、社会に貢献をする、稼いだものはきちんと還元していく、そういうことに焦点が当てられているのかがすごく気になっていて、そのあたり、いかがでしょうか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 そちら辺の細かいところまで私のほうで把握はしてないんですけども、委員が言われたとおり、基本的に「稼ぐ」「貯める」というところだけではなくて、その暁には、最終的に目指すべきところは社会全体をよくするという形で寄付につなげていくといったところ、この事業でも、中高生とか小学生に、寄付するということが自体は、そもそも日本の中に寄付文化がなかなか定着してないので、難しいかなとは思いますが、そういったことも、早い段階から教育していくことによって、いずれ大人になったときにそういったこともできるような大人になっていくのかなと期待しています。

○教育指導課長 学習指導要領上はどう書かれているかというところ、例えば小学校でいうと、現代の生産や金融などの仕組みや働きについて理解をするという書き方になっているんですね。それから、中学校でいうと、市場の働きと経済というところから、対立と合意、効率と公正、分業と交換とかから、先程と同じように現代の生産と金融などの仕組みや働きを理解することになっていて、今、坪井先生が言ったようなところまで、学習指導要領や教科書では明記されていないということになります。

○坪井委員 わかりました。そうすると、ここの団体がこうした「贈る」「寄付する」というところまで目的にし、しかも SDGs と重ねて書いていらっしゃいますね。だから SDGs の基盤を持ちなが

ら、金融ということ、お金を稼ぐということを考えている、そういう意味では期待できる、学習指導要領を超えた狙いのあるものなのかなという気はいたします。

成果がどんなものかちゃんと拝見させていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○小川委員 30 ページに事業予算書があつて、その収入は協賛金収入だけで 430 万、結構大きな額だなと思つて見えています。特にどこからの協賛金なのかというのは、26 ページの協働団体さんのものだという理解で正しいかどうかというのを教えていただきたいのが一つ。

それと、先ほどワークショップがあつて、パソコンとか動画をつくるやり方も教えてくれるという話がありましたけれども、それは全て無料というか、参加は誰でもできて無料という形式をとる予定なのかということをお教えください。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 今の委員のご指摘のところは、予算書の 30 ページの協賛金が今 430 万円ということで想定してございますけど、ご指摘いただいた 26 ページの協働団体というところにさまざまな会社が記載されていて、ここから協賛金を募るという形で今のところ想定をしております。

また、2 点目の動画の作成方法をお伝えするワークショップですけれども、こちらは当然無料という形で考えております。

○福田委員 そもそもお伺いしたいんですけども、実施期間が 5 月 8 日から 11 月 25 日までの半年間というのは、断続的にワークショップをやると。大変僭越ながら、私の見た所感としては、全ての企画がまだやわらかいなと感じたんです。いつ、どこで、誰が集つて何をやるかというのが、見てもあまり見えなかったということ。

あとは、先ほども申し上げたように、何を具体的に教えるのか。動画のことも書いてあったり、やや散らかっている感じがするなというのと、それこそ質の担保という観点では、審査員もまだ決まらなくて、全部山田太郎さんのままですし、この団体は、2022 年 12 月 28 日に設立されて、まだ 3 カ月ですね。もちろんいろんな活動をされてきているのは重々承知はしていますが、いろんな意味でやわらかいかなと感じました。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 確かに、委員ご指摘のとおり、まだ今の段階では、大きな枠組みは固まっていますが、具体的なところ、先ほどの予算の部分も含めて、細かいところは今決まっていないという状況であります。29 ページに大まかなスケジュールということで、年度が変わって 4 月から広報等に入って、先ほどの動画の申し込みが 6 月から 8 月、その後に審査、

表彰といった流れでやっていくと、ある程度早い段階で、広報をするに当たっても後援名義をいただきたいということでした。先ほど国のほうの後援は既にもらっているところですが、うちも含めて他の教育委員会にも、今、申請中という形で、事業の中身についてはこれから細かく決まっていますので、その段階で各委員には情報提供させていただきたいと考えております。

○加藤教育長 福田委員のご指摘は、内容が固まってない中で教育委員会として後援名義を出していいのかというところだと思うんですね。当然早目に周知するという意味では早くしたい、その全てが細かく決まってからというのが難しいのはわかるんですが、この程度でいいのかというところのご懸念ですよね。坪井委員からは先ほど、趣旨については賛同できるし、期待しているという話がありました。ただ、実際、事業をやるに当たって、やってみたはいいけれども、いろいろ支障が出てきてしまうと、後援を出したという部分で問題が出てくるのではというところですが、ほかの委員、いかがでしょうか。

確かに内容については不確定な部分がさまざまありますし、国が後援名義を出しているとはいいながら、大きくは国としては進めていきたいので出しているとは思いますが、実際やった中で課題が出てくることも含めて今の時点で事業趣旨で賛同できるかということだと思います。

○小川委員 私も、何をもって承認すればいいのかということがちょっとわからないというのが正直なところです。例えば b-lab（ビーラボ）と一緒にやりますといっても、何回ぐらいを想定していて、b-lab（ビーラボ）の中でやるワークショップの内容が、動画が何回、金融に関係するレクチャーが何回とか、プログラムみたいなものもよくわからなくて、それが適切な内容なのかどうかも、私も見切れてないのかもしれないんですけども、何となくこの資料からはわからないというのがあって、判断するのが難しいなというのを感じました。

○清水委員 皆さんのご意見を総合すると、今回、後援名義をお出ししてというよりも、一回後援名義はなしでやってみて、ある程度の実績が出たらというところでもいいのではないかと思います。

○加藤教育長 今回はお認めしない形で、実際やって、それを見て、次回申請があればということ。

○清水委員 それが次回あるかどうか、何とも言えないところですが、今の皆さんのご意見を総合すると、今回、後援名義をお出しするのは難しいのかなというところではないかと思います。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 先ほどいろんなご指摘をいただいたところで、先方の団体とどこまで詰められるかわからないんですけども、ある程度詰めさせていただいて、場合によっては次回提案するという形でもよろしいでしょうか。

○清水委員 次回間に合うのであればもちろん我々としてもう一回検討できると思います。

○加藤教育長 この内容で判断できないということなので、次回ということになると思うんですが、きょういただいた意見、より具体的にというところで、特にこういう項目というのが上げられたと思うので、そこについて確認できるかどうかをまず確認してください。次回間に合うかどうかというのもありますので。

○坪井委員 1点いいですか。その結論で私も異議ありません。それであれば、もう一回聞いていただきたいのが、共催、後援団体というので申請中のところが、消費者庁以外が、大阪万博、小金井市教育委員会、印西市教育委員会、三菱みらい育成財団となっていて、なぜ文京区だけが区に入っているのかなというのが疑問だなと思ったんですね。他区の教育委員会とか東京都とか、そういうところに申請が出ていないのか、どうして文京区が選ばれているのかというあたりも聞いていただければと思いました。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 今の小金井市と印西市というのは、過去にこの団体が事業をやった実績があったということで、今申請中ということになっています。もう一つの大阪万博については、大阪万博が実施をしている共創チャレンジ参加後援事業というのがあって、そちらも今、事業として申請中ということです。

今回なぜ文京区かということですが、こちらの代表の方がもともと文京区にお住まいということもあって、文京区の経済課と幾つか事業をやっているといたつながりもあって、文京区に申請したということでございます。

○加藤教育長 それでは、取り組みとしては非常に評価できる取り組みだけれども、後援名義というものを出すに当たっては、今言ったような具体的なところがちょっと不十分なのでということで、相手方のほうにも、取り組みの趣旨自体は賛同できるけれども、そこいらをしっかり確認してください。

よろしいですか。

ありがとうございます。

第13号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第14号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第15号議案 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第16号議案 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第 17 号議案 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

第 18 号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 19 号議案 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

第 20 号議案 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 それでは、続きまして、先ほど審議方法についてご同意いただいた第 13 号議案から第 20 号議案の審議に入りたいと思います。

13 号議案から 20 号議案まで一括して、教育推進部長、説明お願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 13 号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、第 14 号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則、第 15 号議案、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則、第 16 号議案、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則、第 17 号議案、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、第 18 号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、第 19 号議案、義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則及び第 20 号議案、教職調整額に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件 8 議案につきましては、令和 4 年 9 月定例議会において、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が議決されたことを受け、定年引き上げに係る幼稚園教育職員の人事、給与制度の改正に係るものとなります。

まず、議案第 13 号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

改正内容につきましては、第 13 号議案 4 ページの新旧対照表をご覧ください。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、幼稚園教育職員の休暇等規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容についてですが、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間及び休暇に係る規定を整備いたします。

次に、議案第 14 号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

改正内容につきましては、第 14 号議案 2 ページの新旧対照表をご覧ください。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、定年引き上げ等に係る幼稚園教育職員の給与について規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容についてですが、定年前提任用短時間勤務制の導入に伴い、定年前提任用短時間勤務職員の給与月額の端数計算方法を定めます。

次に、議案第 15 号、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

改正内容につきましては、第 15 号議案 3 ページの新旧対照表をごらんください。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、定年引き上げ等に係る幼稚園教育職員の管理職手当について規定を整備するため提案するものでございます。

主な改正内容についてですが、定年前提任用短時間勤務制が導入されたことにより、定年前提任用短時間勤務職員の管理職手当の額の計算方法等を定めます。

次に、議案第 16 号、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

改正内容につきましては、第 16 号議案 3 ページの新旧対照表をご覧ください。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、定年引き上げ等に係る幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当について規定を整備するため、提案するものでございます。

主な改正内容についてですが、定年前提任用短時間勤務制が導入されたことにより、定年前提任用短時間勤務職員の管理職員特別勤務手当の支給額等を定めます。

次に、議案第 17 号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。

改正内容につきましては、第 17 号議案 4 ページの新旧対照表をご覧ください。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、定年引き上げ等に係る幼稚園教育職員の期末手当について規定を整備するとともに、令和 4 年度給与改定において、令和 5 年度以降に実施するとした内容について規定を整備するため、提案するものでございます。

主な改正内容についてですが、定年前提任用短時間勤務制が導入されたことにより、定年前提任用短時間勤務職員の欠勤等の日数の算定方法等を定めます。また、期末手当の支給日について、6 月、12 月及び 3 月と 3 期に分けて支給していたものを 6 月及び 12 月の半期に分けて支給します。

次に、議案第 18 号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

改正内容につきましては、第 18 号議案 3 ページの新旧対照表をご覧ください。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、定年引き上げ等に係る幼稚園教育職員の勤勉手当について規定を整備する

ため提案するものでございます。

主な改正内容についてですが、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合等を定めます。

次に、議案第 19 号、義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

改正内容につきましては、第 19 号議案 3 ページの新旧対照表をご覧ください。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、定年引き上げ等に係る幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当について規定を整備するため、提案するものでございます。

主な改正内容についてですが、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、定年前再任用短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当の計算方法等を定めます。

最後に、議案第 20 号、教職調整額に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

改正内容につきましては、第 20 号議案 2 ページの新旧対照表をご覧ください。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、定年引き上げ等に係る幼稚園教育職員の教職調整額について規定を整備するため、提案するものでございます。

定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、定年前再任用短時間勤務職員の教職調整額の端数計算方法を定めます。

また、第 13 号議案から第 20 号議案までの規則につきまして、施行期日は令和 5 年 4 月 1 日でございます。

以上の第 13 号議案から第 20 号議案までの 8 議案につきまして、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 それでは、13 号議案から 20 号議案まで一括して、ご意見、ご質問等受けつけたいと思います。ございますでしょうか。

○坪井委員 地方公務員法の改正自体をきっとわかっていないので、済みません。今まで再雇用職員といていた人を定年前再任用短時間勤務職員と、名称を変えたということなんでしょうか。それとも勤務形態自体が何か変わったということなんでしょうか。

○教育指導課長 今、委員ご指摘のとおり、現在、再任用短時間とっていて、定年後にはそういうことになるんですけど、例えば定年が 61 歳に延長になっているときにその前にやめる方については定年前再任用短時間になるので、名称を変えたことに伴って、提案しているものの文言を整理

し直すということになります。

○加藤教育長 退職した後に再任用短時間となります。現在は60歳で退職になるので、60歳から再任用短時間。それが今後退職年齢が65歳まで順次上がっていきます。そうすると、60歳を過ぎたけれども、退職までの間、その期間が出てきます、そのことを言っているんです。

○坪井委員 そうすると、現実には、62歳になっていて、定年前に、普通の職員として勤務される方もあるし、そこで再雇用短時間になる方もあるんですか。定年制が上がるというのはどういう意味なんですか。

○教育指導課長 今おっしゃったように、通常でいうと、60歳で定年するわけですがけれども、例えば61歳に延長になった場合、60歳で今までは一旦やめているわけです。延長するけれども、そのままの職でいくケースもあれば、働き方を変えて、再任用で、短時間で働きたいということも選択できるわけです。なので、そういう人たちは定年前に再任用短時間を選ぶということになります。

○坪井委員 そうすると、65歳で定年になった場合には、65歳まで今までどおりの条件で勤務される方も出てくるということになんですか。

○教育指導課長 そのとおりです。

○加藤教育長 今までどおりというか、管理職の場合はというところの説明をお願いします。

○教育指導課長 一般の教員についてはそうなんですけれども、管理職の方については、役職定年制というのを導入しますので、職の級が下がってということが起こり得ます。

○加藤教育長 その関係もあって今回の規則改正がされているところもあります。

○坪井委員 そうすると、一般の管理職でない方については、自分がどちらを選ぶか、60歳から選べるようになるということですか。

○教育指導課長 そのとおりです。

○坪井委員 わかりました。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、1件ずつお諮りしたいと思います。

第13号議案について、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして第14号議案、提案どおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

第 15 号議案、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

第 16 号議案、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 はい。

第 17 号議案、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 はい、ありがとうございます。

第 18 号議案、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 はい。

第 19 号議案、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 はい。

第 20 号議案、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

第 21 号議案 文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第 21 号議案「文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則の一部を改正する規則」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 21 号議案、文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正により、令和 5 年 4 月 1 日から、地方公共団体にも同法が直接適用されることに伴い、必要な規定整備を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、2 ページの新旧対照表をご覧ください。第 2 条第 2 項及び第 15 条第 1 項について、文京区個人情報の保護に関する条例を引用している部分を個人情報の保護に関す

る法律の引用に改正するものでございます。

本規則の施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 今まで条例に基づいて個人情報保護をしていたものを、法律に基づいて個人情報保護するということに変えているということで、制度上、内容上、何か変わることはあるのでしょうか。

○教育指導課長 今、委員ご指摘のとおり、これは法と条例で混在していたものを一元的にすることによることですので、変化はないものと考えております。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件についてお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 (0:43:40~0:46:18 打合せ)

第21号議案につきましては、確認事項がありますので、並行して確認させていただきます。それをもってご承認いただくかどうかお願いしたいと思います。

第3 報告事項

○加藤教育長 それでは、報告事項に入らせていただきます。

報告の前に、お諮りしたいと思います。本日の報告事項(6)は、「いじめの重大事態に係る対応について」となっております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きには、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と規定されております。

本報告事項は、個人情報を伴うこととなるため、非公開にしたいと考えております。これについて、ご意見等ありますでしょうか。

○清水委員 非公開でよろしいと思います。

○加藤教育長 ほかの方もよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、非公開ということを決めさせていただきます。

(1) 令和5年2月定例議会の審議概要について

○加藤教育長 報告事項に入らせていただきます。

1 件目です。「令和 5 年 2 月定例議会の審議概要について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 それでは、資料第 1 号をご覧ください。先日行われた 2 月議会の文教委員会につきましては、議案が 3 件、報告事項が 6 件でございます。今回の議案 3 件と報告事項の 1 につきましては、子ども家庭部からの提案でございます。

報告事項の 2 から 6 までが教育局からの提案でございますが、報告事項 4 の学校選択制度の実施につきましては、この後、資料第 3 号で報告をさせていただきます。それ以外の事項につきましては、既に本委員会に報告済みの事項ということでございます。

1 枚おめくりいただきまして、一般質問に対する教育長答弁になりますが、今回は全部で 33 件でございます。内容については多岐にわたりますが、主なものとしましては、学校給食無償化について、不登校支援について、学校改築等についてということでございます。

資料第 1 号については以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(2) 令和 4 年度文京区区政功労表彰受賞者について

○加藤教育長 それでは、続きまして、「令和 4 年度文京区区政功労表彰受賞者について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 それでは、資料第 2 号をご覧ください。こちらは去る 3 月 15 日に行われました区政功労者表彰の今年度の教育局にかかわる受賞者がこちらの一覧表のとおりということでございます。

内訳を申し上げますと、PTA 代表者等が 9 人、学校医等が 5 人、青少年委員や青少年健全育成会会長等が 3 人の計 17 人となっております。

資料第 2 号については以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(3) 奨学資金に対する寄付の受領について

○加藤教育長 続きまして、「奨学資金に対する寄付の受領について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 こちらについては口頭での報告でございます。

例年ご寄付をいただいている文京梅まつり実行委員会より今年度も奨学金の事業に活用していただきたい、そういった趣旨で 30 万円の寄付を受けてございます。こちらのいただいた寄付金につきましては、一旦基金に繰り入れをしまして、今年度の奨学金事業の財源として活用してまいります。

報告事項の（3）については、以上でございます。

○加藤教育長 この件について、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 いただいている基金の運用状況はどんなふうになっているのでしょうか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 こちらの基金につきましては、奨学資金の基金という形で、今年度末残高でトータルで今 5500 万円前後という形になっております。ここずっと横ばいになっているという状況でございますので、今後この基金の活用につきましては、基本的には先ほど申し上げた奨学資金の事業に活用していくということでございますけれども、より効果的な活用の方法については、かなり残高があるということで検討していくことはあるということで、今、財政課と協議をしている状況でございます。

○坪井委員 すると、今現在、奨学資金制度があって活用しているということではなくて、基金だけをためているという状況になっているということですか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 先ほど申し上げた奨学金の資金の事業というのが毎年大体 1500 万円から 1600 万円かかっているということで、そのほとんどは基本的には一般財源を活用しているんですけども、毎年ご寄付をいただいているので、そのうちの一部はこちらの基金を活用しているという状況でございます。基本はその年度にいただいた寄付については、例年 2 月にいただくので、その翌年度の事業に活用しているという状況でございます。ただ、今かなり残高が残っているということで、より有効な活用の仕方については、今、検討しているという状況でございます。

（4）学校選択制度の実施に伴う令和 5 年度進路意向確認票の回答状況について

○加藤教育長 それでは、続きまして、「学校選択制度の実施に伴う令和 5 年度進路意向確認票の回答状況について」。この件について説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、資料3号をご覧ください。まず、この表の左から3番目の下の合計に1859人と書いてあります。こちらが現在、小学校6年生の人数でございまして、昨年11月にどの中学校に行きたいのかということの希望校調査を行いました。

その後、この中にあります第六中学校、第九中学校、茗台中学校、音羽中学校の4校につきましては、令和4年12月7日に抽選を実施いたしまして、補欠登録番号を付与させていただいております。

次に、下の表を見ていただきたいんですが、補欠登録者の繰り上げ結果でございます。令和5年2月13日に補欠登録者の繰り上げ当選の結果を出させていただきました。各補欠登録者の方に、「あなたはここの学校になりますよ」ということで、発送させていただいております。

第六中学校につきましては、当選者が39人、落選者が12人、第九中学校は20人が当選、8人が落選、茗台中学校は34人全員が当選、音羽中学校は1人が当選し、落選は6人という結果でございました。

落選した方々につきましては、再希望の申請を2月24日まで受けつけて、次の希望のところに皆さん入っていただいたということになります。

また、この表は3月15日時点での進路意向確認票の入学予定者数、こちらが今698名となっておりますが、本日現在、3月30日時点におきましては、730人になっておりまして、4月1日の時点で学級数を決定してまいりますので、730人というところでございます。

中身の内訳が少し変わりました。30人ふえた部分の中では、この時点でいきますと、第三中学校は、この表では31人となっておりますが、現時点では37人ということで、これで全ての学校が複数のクラスを有するということになっております。今までは学校によっては1クラスの学校もありましたけども、今年度、来年度と複数学級で対応できるような状況となっているということでございます。

ご報告は以上になります。

○加藤教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

(5) 令和3年度 体罰等実態把握調査について

○加藤教育長 次に行きたいと思えます。「令和3年度 体罰等実態把握調査について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育指導課長 資料第4号に基づきまして、令和3年度体罰等実態把握調査について、結果をご報告申し上げます。

東京都教育委員会により公表された資料をもとに、文京区の状況も合わせてまとめた資料となります。ポイントになるところを幾つかご説明させていただきます。

まず、2「報告数」をご覧ください。昨年度文京区において報告があった件数は、小学校が2校2件、中学校が1件となっております。令和2年度と比べて、小学校では2件の減少、中学校では変わらず、全体では2件減少したことになります。

次に、3「報告の内容」をご覧ください。①「体罰」は令和2年度に引き続き令和3年度も小・中学校ともに0件でございました。

次に、②「不適切な行為」についてでございますが、ア「不適切な指導」については、小学校で1校1件となっております。イ「行き過ぎた指導」、ウ「暴言等」につきましては、小・中学校ともにございませんでした。

次に、4「体罰の根絶を図るための取組」といたしましては、(1)の2番目、管理職対象のヒアリング時に体罰根絶に向けた状況を把握し、指導の徹底について助言を行うとともに、3番目、学校支援のために指導主事が積極的に学校訪問を行ってまいります。

(2)研修については、教育センターと連携を図り、7月、体罰防止月間のサービス事故防止研修やアンガーマネジメント研修などを実施してまいります。

ご報告は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 具体的な個人名は結構ですので、不適切指導が1件と指導の範囲内が1件、どんなことをそう認定されているのか。

○教育指導課長 不適切なほうですけど、授業中に当該の教員が子どもに対して注意を行っている中で、該当の子どもが該当の教員の足を蹴ったということで、冷静な状況で指導ができないため、廊下に出した後に当該の教員が子どもの頬をはたいたということで、軽微な有形力の行使ということで不適切な指導となっております。

それから、指導の範囲のところですが、これも授業中の指導場面において、授業中に態度について指導を行ったんですけど、そのことになかなか従わずに、他の児童への影響、または学習保障に支障を来すということから、当該の教員が該当児童を廊下に出して指導を行おうとしたときに、当該の子どもが抵抗したことによって、その指導がどうだったかということが問われました。ただ、

そこは、今言ったように、その指導については指導の範囲であるということで東京都から決定を受けたところでございます。

○加藤教育長 多分そのはたいたというのが、単純にはたいただけだと、体罰というところもあるので、もうちょっとそのニュアンスを説明できますか。

○教育指導課長 お手元の資料の3枚目に基準があると思います。「不適切な指導」のときには、軽微な有形力の行使ということで、今言ったように、ほっぺをはたく、しっぺ、そのような程度で、頬にしたということから、このことについては、軽微な有形力の行使と判断をしたということです。

○加藤教育長 先ほどたたいたという話がありましたけど、たたくの中にも、体罰と不適切な指導と、この表にあるように程度の差もあるということで、そういうところを総合的に考えて、不適切な指導という位置づけになったということです。

○坪井委員 先ほど3件といったのが、今のが2件となるのはどういうことでしょうか。

○教育指導課長 中学校で1件報告が挙がり、調査を行ったところ、このことについては、部活の指導員による不適切な言動があったのではないかとということが問われたんですけど、本人、当該の指導員、周りにいた部員、ほかの教員等に調査、確認をしたところ、言われているような事実の確認ができなかったということで、その指導員に対しても、さらに一定程度、言われているようなことは認められなかったということから、このことについては該当するものがないということです。

○坪井委員 報告があったということは、誰かが報告をしたということですよ。

○教育指導課長 表にありますように、本人、保護者からそういうことがあったのではないかとご指摘を受けて学校が調査した結果、そういった事実が確認できなかったということです。

○坪井委員 その場合、本人と保護者はその調査結果に納得されたのでしょうか。

○教育指導課長 周りのことから、そこは事実確認ができなかった、またやったと言われている方も、そういうような言動はなかった、暴言をはいていないということから、ここについてはそれ以上のことはということで、もちろん言われたほうは言われたと言っているのですが、納得感ということとはなかなか難しいですけど、そこはご理解をいただいているものと認識しています。

○清水委員 去年、おととしの正確な件数を覚えていないんですけども、文京区では順調に件数が減ってきているとあってよろしいのでしょうか。

○教育指導課長 先ほど言ったように、昨年と比べれば減少していると思います。ただ、令和4年度にこの状況がどうなるかということは、令和4年度は、前からいろんな場面でもお話ししているように、比較的コロナの影響が緩和し、いろいろな教育活動をしてきている中では、さまざまな場

面が生じていることは事実なので、必ずしもこの数字が、結果を見ないとわかりませんが、減っている傾向にあるかということは今何ともお答えできないかなという状況です。

○清水委員 ほぼ1年前のデータなので、その辺、アップ・ツー・デートなデータが随時わかると我々も助かるかなと思います。

○教育指導課長 あくまでこれは、文京区においても同じですけれども、東京都が体罰を根絶するということから、確実にそういった情報を収集し、都内の全ての公立学校におけるそういう疑わしいものについて全て確認し、東京都がその事案を全て地区教育委員会と確認を行った上でやっているのです、その部分ではどうしてもタイムラグが生じてしまうと思います。

今言ったように、この東京都の発表も、先日の2月にこのことが発表され、それを受けて東京都の数字と文京区の数字を委員の皆様にお伝えしています。教育委員会としてはそういった疑いのあるものについては、学校からの報告を逐一受けているので、その都度対応しているわけなんですけど、まとまったとか、速やかにという部分では今後どういう形ができるのか、考えてまいりたいと存じます。

○加藤教育長 実際、内容もそういったことがあるというところから始まって、学校で調査したり、東京都のほうといろいろ協議したりという過程がありますので、最終的に数字として固まると、どうしても1年後になります。ただ、日々学校は動いていますので、現実、令和4年度がどういうことか、先ほど紹介の中で、傾向としては動き出したので、もしかしたらふえている傾向があるかもしれないという話がありました。そういった状況を随時教育委員の方にも、正式な数字として幾つというのはなかなかないですけれども、学校の大きい状況というのは何らかの形で情報提供はできると思います。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○加藤教育長 それでは、先ほど第21号議案について、後ほどという話をさせていただきましたが、先ほどの答弁の一部修正がありますので、その点について、教育指導課長からお願いいたします。

○教育指導課長 先ほど坪井委員からのご質問に対して、一部訂正をさせていただき、改めてご回答させていただければと思います。

廃止される個人情報条例と4月1日から適用される保護法の大枠については一緒なんですけれど

も、細かい取り扱いについては、変わることがあろうと思います。

ですので、21号議案の規定については、先ほど言ったように、文言を修正し、最後のところで、定めている適切に管理をしなければいけないということは変わらないんですけど、運用の中で細かいことはもしかすると変わることが出てくる可能性があるということで修正のご回答をさせていただきたいと存じます。

○加藤教育長 先ほど全く変わらないという話でしたけれども、内容については、大枠は変わりませんが、細かいところでは変わる場合があるということを前提に。

改めまして、21号議案について、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

先ほど報告事項の冒頭で確認させていただきましたが、次の案件については、個人情報もありますので、非公開ということで進めたいと思います。

第4 その他の事項

○加藤教育長 ただ、その前に、その他事項ということで毎回ご意見があるかどうか確認をさせていただいておりますので、その他ということで何かございますでしょうか。

ないようであれば、次の案件について進めたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

(傍聴人退席)

(以下、非公開)